

無線 LAN アクセスポイント設置に関するガイドライン

(初版平成 18 年 11 月)

平成 18 年 11 月 1 日施行

インフォメーションテクノロジーセンター(ITC)

1. 趣旨

本ガイドラインは、慶應義塾内において無線 LAN アクセスポイントを設置する場合に必要な調整を ITC が行うための指針を示すものである

2. 管理責任

- (a) 管理者とは無線 LAN アクセスポイントの設置および運用の責任を負う者をいう
- (b) 管理者とは別に機器の設定等を行う技術担当者を置くことができる
- (c) 管理者は無線 LAN アクセスポイントを設置する際、ITC に届出を行うこと
- (d) 管理者はセキュリティに対する適切な対策を施す必要がある
- (e) 管理者は他のネットワークに影響を及ぼすことのないよう注意を払う必要がある

3. アクセスポイントの設定について

- (a) 管理者パスワードを設定する
 - 工場出荷時の設定のまま利用しない
 - 他人が簡単に類推できるパスワードはつけない
- (b) アクセスポイントの識別子(SSID)を設定する
 - 工場出荷時の設定のまま利用しない
 - ITC で使用している SSID を用いない(2006 年現在:KEIOMOBILE)
 - SSID を指定しないクライアント(PC など)からの接続(いわゆる ANY 接続)を拒否する設定にすることが望ましい
- (c) 暗号化設定をする
 - WPA(Wi-Fi Protected Access)を利用することが望ましい
 - WEP(Wired Equivalent Privacy)を利用する場合は長めのキーを設定する
- (d) チャンネルの設定について
 - 周囲の無線ネットワークへの干渉を考慮し、適切に設定を行うこと

4. その他

設置しているアクセスポイントにより、周囲のネットワークに支障をきたす等の事象が発生した場合は ITC によりネットワークの停止等を行うことがある